

身体障害者手帳について

身体障害者福祉法で定められた一定の障害がある場合、身体障害者手帳の交付を受けることができます。身体障害者のために用意されている様々なサービスを利用するためのパスポートの役割を果たすのもので、サービス利用時には手帳の提示が必要です。持っていることによるデメリットはありません。

<申請手続きの方法>

以下の4点を持って、市区町村役場の障害福祉を担当する部署に申請します。

1. 身体障害者診断書・意見書（指定医が記載します）

当院での申し込み窓口：入院中は病棟事務/外来通院中は外来受付

2. 写真（タテ 4cm× ヨコ 3cm）

3. マイナンバーがわかるもの

4. 印鑑

*出来上がるまでに概ね2ヶ月かかります。サービスの利用は交付を受けてからとなります。

<受けられるサービスについて>

以下の制度は障害の等級や種類、世帯の前年度の所得、世帯状況によって利用出来るもの出来ないものがあります。また、市町村によってサービスの内容や方法が異なることがあります。

1. 重度障害者医療費の助成

手帳が1, 2級の場合、医療費保険分の自己負担が助成されます。

市町村によっては3級以上の場合であっても助成される場合があります。

2. 自立支援医療(更生医療)

手帳の等級に関わらず、心臓の手術など障害を軽くするために医療を受ける場合の医療費が公費負担され、自己負担を軽減する制度です。

3. 補装具・日常生活用具の支給

障害の内容や程度により必要と認められたものが支給されます。

例) 車椅子・義肢・義眼・ベッド・ストーマ用具 など

4. 税金の控除や免除

障害の種類・等級によって異なりますが、所得税・住民税・相続税・自動車税などが対象です。

5. 交通運賃の割引（障害の種類・等級によって異なります。）

6. その他 手当・公営住宅の優先入居・高速道路料金の割引・駐車禁止除外指定 など

7. 身体障害者施設の利用

8. ヘルパーの派遣

*サービスによっては、所得に応じて自己負担が発生します。

*詳細は各市区町村の障害福祉ガイドブック等で確認ができます。

ご不明な点はお気軽にご相談下さい